

第2章 華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)

2020年、華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)の域内総生産(GRP)は20兆6,033億元(全国のGDP101兆5,986億元の20.3%を占める)となった。省市別に見ると、上海市の実質GRP成長率は1.7%、江蘇省は3.7%、浙江省は3.6%となった。3省・市の第三次産業のGRP全体に占めるウエイトは第一次産業、第二次産業と比べて高く、上海は73.1%、江蘇省は52.5%、浙江省は55.8%となり、第三次産業が大部分を占めている。2020年における華東地域の対内直接投資実行額は644億1,300万ドルとなり、地域別では、上海市は6.2%増、江蘇省は8.6%増、浙江省は16.4%増となった。貿易総額では、上海市、江蘇省、浙江省はそれぞれ前年比2.3%増、2.6%増、9.6%増となり、いずれもプラス成長となった。

上海市

上海市の経済動向

2020年の上海市のGRPは前年比1.7%増の3兆8,701億元(全国のGDPの3.8%を占める)となり、成長率は全国(2.3%)より0.6ポイント低かった。産業別に見ると、第一次産業は前年比8.2%減の104億元で、第二次産業は1.3%増の1兆289億元、第三次産業は1.8%増の2兆8,308億元とGRP全体に占める割合が73.1%となり、前年比0.2ポイント高く、第三次産業が引き続き経済成長をけん引している。固定資産投資の伸び率は10.3%増で、2008年以来初めて2ケタ成長となり、全国の伸び率(2.9%増)より7.4ポイント高かった。また、社会消費品小売総額は0.5%増、不動産投資は11.0%増となり、いずれも全国の伸び率(3.9%減、7.0%増)を上回った。貿易総額は2.3%増の3兆4,828億元で、そのうち、輸入額は3.8%増だったが、輸出額は前年並みとなった。また、上海市の対内直接投資実行額は202億ドルで、中国全体(1,444億ドル)の14.0%を占めた。伸び率は前年比6.2%で全国の平均伸び率(4.5%)を上回った。先行指標となる契約ベースでは516億5,400万ドルと前年比わずかながら2.8%増加した(表1)。

表：上海市の経済動向(2020年)

項目	金額	伸び率(%)
GRP(域内総生産)(億元)	38,701	1.7
第1次産業(億元)	104	△8.2
第2次産業(億元)	10,289	1.3
第3次産業(億元)	28,308	1.8
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	34,831	1.7
固定資産投資額(億元)	-	10.3
インフラ投資額(億元)	-	△3.6
民間投資額(億元)	-	-
不動産開発投資額(億元)	-	11.1
社会消費品小売総額(億元)	15,933	0.5
貿易総額(億元)	34,828	2.3
輸入額(億元)	21,103	3.8
輸出額(億元)	13,725	0.0
対内直接投資	-	-
契約ベース(億ドル)	517	2.8
実行ベース(億ドル)	202	6.2
消費者物価指数(CPI)	-	1.7
都市住民1人あたり可処分所得(元)	76,437	3.8

出所：上海市統計局

上海市の対内直接投資を産業別にみると、2020年は第三次産業の実行額が前年比10.6%増の191億1,200万ドルとなり、上海市全体の94.5%を占めた。一方、製造業の実行額は36.1%減の10億9,400万ドルとなり、上海市全体のわずか5.4%を占めた。

2020年の上海市の輸出額は前年並みの1兆3,725億元で、主要国・地域別にみると、米国とEU向け輸出はそれぞれ6.6%増と2.3%増で、いずれもプラスになったが、ASEANと日本への輸出はそれぞれ6.5%減、7.5%減であった。

2020年に上海市に新たに投資した外国企業数は前年比15.4%減の5,751社となり、うち、外資独資企業数は4,448社で、全体の新規企業数の77.3%を占めた。対内直接投資実行額は169億9,100万ドルで、前年比20.6%増加し、上海市全体の対内直接投資実行額の84.0%を占めた。

2020年の上海市への対内直接投資実行額を国・地域別にみると、上位5カ国・地域は香港(シェア67.1%)、シンガポール(10.9%)、欧州(9.4%)、日本(3.6%)、米国(3.0%)の順となり、これら5カ国・地域の対内直接投資実行額の割合は全体の94.0%を占めた。このうち、香港(14.7%増)、シンガポール(35.7%増)は2ケタ増だったが、米国は0.5%減となった。

引き続き多くの多国籍企業が投資戦略拠点として上海市を選択し、国際貿易や研究開発(R&D)などの機能を開設している。2020年には51の地域統括本部が新設された。そのうち、21社が各社のアジア太平洋地域本部を設置した。さら

に、外資研究開発センターが20社新設された。累計では地域統括本部が771社、アジア太平洋地域本部が137社、外資研究開発センターが481社となった。

<地方政府との交流の状況>

上海市府とは、上海日本商工クラブ事業環境委員会で取りまとめている「上海市のビジネス環境改善に向けた建議」をもとに、対話を続けている。副市長が出席するハイレベルな円卓会議から、複数回にわたる事務レベルでの対面での会議（分科会）を通じて、意思疎通や解決を図るようまで発展してきている。日系企業による各政府部門への要望活動は中国各地で行われているが、一問一答式で書面回答が得られることはほぼなく、上海市府の真摯な姿勢と併せ、価値ある取組となっている。

①上海税関と日系企業との分科会

- ・開催日時：2020年8月14日（金）午前
- ・上海市側参加者：上海税関副関長他
- ・日本側出席者：日系企業約10社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書やそれ以外の議題について、日系企業側から説明、改善を提案。それに対し、上海税関の担当者から説明、回答。

②上海市と日系企業との金融分科会

- ・開催日時：2020年9月9日（水）午後
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会外資処副処長、税務局、外貨管理局、銀保監局他
- ・日本側出席者：日系企業10社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書の金融に関する14項目について、日系企業から事例を交えてより具体的に上海市に説明、建議。それに対し、上海市の担当部局から一つ一つ説明、回答。

③上海税関と日系企業との分科会

- ・開催日時：2020年9月29日（火）午前
- ・上海市側参加者：上海税関副関長他
- ・日本側出席者：日系企業約50社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：上海税関より、最近の政策の説明。また、建議書やそれ以外の議題について、日系企業側から説明、改善を提案。それに対し、上海税関の担当者から説明、回答。

④上海市長寧区と日系企業との交流会 ～日本から上海へのチャーター便運航～

- ・開催日時：2020年10月29日（木）午後
- ・上海市側参加者：上海市長寧区副区長他
- ・日本側出席者：上海日本商工クラブ理事会メンバー、自治体事務所、チャーター便利用企業、日系メディアなど（50～60名）、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：2020年9月に、2便のチャーター便により、352名の方々が日本から上海に戻ってきた際、運航の準備から搭乗者の隔離対応まで多大な支援をいただいた長寧区政府に感謝の気持ちを込めて、日系企業との交

流会を実施。当日は、長寧区以外の日系企業も参加。

⑤上海税関と日系企業とのオンライン分科会

- ・開催日時：2021年1月14日（木）午前
- ・上海市側参加者：上海税関副関長他
- ・日本側出席者：日系企業6社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書やそれ以外の議題について、日系企業側から説明、改善を提案。それに対し、上海税関の担当者から説明、回答。

⑥上海市商務委員会主任との面会

- ・開催日時：2021年1月15日（金）午前
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会主任他
- ・日本側出席者：在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：上海市側より、新型コロナウイルス後の日本企業の貢献への感謝が述べられた。また、建議書について、国家レベルの項目を引き続き中央に建言することや、上海自貿区で先行できるような項目は、積極的に実行していくと述べられた。より良いビジネス環境を構築するための日本とのメカニズムについても、双方責任者を任命し、今後いっそうメカニズムを活用していくことで合意。

⑦上海市副市長と日系企業代表との円卓会議

- ・開催日時：2021年2月23日（火）午後
- ・上海市側参加者：上海市副市長、商務委員会主任他
- ・日本側出席者：日系企業7社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書の中の8項目について、日系企業代表からより具体的に事例を交えて上海市側に説明、改善を提案。それぞれの項目に対し、上海市側の担当部局より回答。

<建議>

①環境規制

法制度に起因する問題

- ・市政府は産業別・開発区別の中長期的な環境規制を明示し、工場移転を求める際には、適切な移転先の紹介や十分な移転補償を準備するよう要望する。
- ・費用対効果を再度検討し、規制値のバランスを見直し、適正化を図っていただくよう要望する。
- ・環境保護評価の自主検収にかかわる細則に関する市政府の活動を歓迎する。政府監査の合否基準や自主検収ガイドラインを整備するとともに、環境法執行にあたる職員が所持する法執行証明書の雛形を関係部門HP等に掲載し、検査時に検査員の身分と職責を明らかにすることの義務付けを要望する。
- ・生産設備増設等申請の審査期間の短縮については、環境評価書類の許認可期間の短縮、申請

用資料の減少などの対応に感謝する。当該措置の厳格な実施を要望する。

政府役人等の運用に起因する問題

- ・相談と関連業務に対応する窓口を設置頂いたことに感謝する。引き続き清廉就業規則の厳格な実施を要望する。
- ・悪質な環境コンサルタント、不良な環境設備やその製造業者の取り締まりの強化を要望する。環境影響評価機構に対する信用評価、規律違反の処分結果の公表方法の教示を要望する。
- ・「上海市環境保護に関わる公務員清廉就業規範」の規定の厳格な執行をお願いするとともに、企業に対する設置命令、測定命令には根拠を示し、必要最小限の行政指導とするよう要望する。
- ・一部の区では、前日夜に情報が展開され、翌日から対応する必要があるという事例もあるところ、企業が必要な対応を取るための時間やコストについて十分配慮いただき、過剰な生産制限命令の抑制と十分な周知を図るよう要望する。

産業廃棄物の処理場の不足

- ・適切な処理業者を誘致して産業廃棄物の処理能力を拡充していただくことを要望する。また長江デルタ一体化発展計画において危険廃棄物の越境移動について一体的な標準と管理制度を構築するとしており、越境処理を安定的に利用できるよう、早期に配送、登録等の基準の整備を要望する。

塗料などの危険物の保管場所の確保

- ・電子材料用途で使用される化学物質は、ごくわずかな不純物でも使用できなくなる場合があるため、クリーンルームで使用されることが多い。このような用途に使用される危険化学品は、危険化学品倉庫の要件を満たす場所で保管することにより、精密な電子材料の製造開発などに必要な物質を使えなくなる場合がある。例えば少量である場合にはクリーンルームを保管場所として認めていただくなど、環境・安全のリスクが低い場合は危険化学品の保管場所について要件緩和など配慮いただくことを要望する。

サプライチェーンに配慮した猶予期間の設定

- ・法令の内容を十分に周知するとともに、被規制業種が対策を講じるのに相応な猶予期間を確保するよう要望する。

資源リサイクルビジネスの促進

- ・環境にやさしい処理業者を保護・育成しつつ、高度な処理技術を持つリサイクル事業者の参入の促進などを要望する。

土壌汚染防止法の施行後の市政府による体制整備

- ・汚染の処分責任者を決定するにあたり第三者機関を設立するなど、市政府による体制の整備を要望する。

②安全規制

危険化学品の取り扱い

- ・外高橋保税區では、危険化学品倉庫に関する危

険化学品経営許可が得られていても、外高橋税関が危険化学品の持込みを承認していないため倉庫を使用できない状況にある。速やかに使用開始できるよう、引き続き支援を要望する。

- ・危険化学品の鑑定を行うための少量サンプルの輸入であっても通関の鑑定を求められ、少量サンプルを2つ用意する必要があるため、危険化学品の鑑定のためのサンプル輸入については、通関の鑑定を免除するなど軽減措置を要望する。
- ・危険化学品鑑定用サンプルや安全性試験用のサンプル等少量のサンプルについて、危険化学品に関する登記や経営許可が不要となるよう、引き続き中央当局への提言を要望する。
- ・2020年1月1日より施行された「危険貨物道路運輸安全管理弁法」の運用に差が出ないことを要望する。危険貨物の多くは上海市から江蘇省など周辺地域に輸送されることから、広域で運用が共通になるよう働きかけるよう要望する。
- ・主要責任者の運用については、各企業の事業実態に適合した形で運用を柔軟化していただけているので、引き続き、過度な負担が企業に生じないよう、生産経営活動や安全生産活動の責任者が主要責任者となるよう要望する。
- ・混合率が70%に満たない危険化学品であっても物理危険性の鑑定を求められる事が多いが、区ごとに統一的な執行基準がない場合もある。担当官ごと、区ごとに判断が統一されていない現状が改善されるよう、各区共通となる指南を作成いただき公開していただくことを要望する。
- ・2018年に危険化学品経営許可のシステムが変更になって以降、「危険化学品経営許可証核発弁事指南」が更新されていないため、申請にあたり都度担当官に確認する必要がある。現状の手続に必要な書類、手続方法、システムの使用方法等にあわせた「危険化学品経営許可証核発弁事指南」の作成・公表を要望する。また、易制毒、易制爆等の手続についても指南を作成し公表することを要望する。
- ・2018年10月31日に上海浦東国際空港貨運站および東方航空物流股份の貨站事業部安檢站からそれぞれ出された通知広告（安檢站[2018]101号）により、0.3Whを超えるコンデンサ（電容）は危険品として取り扱われることになったが、それに該当しない場合も、両社の貨站事業部安檢站的指示により上海化工院から発行される鑑定書原本を毎回提出することとなっている。安全規制上の指示で有り、政府による監督に基づくものと思料される。同様の鑑定書原本の提出が行われている青島空港の例では、初回のみ鑑定書原本の提出が必要であり、一度提出するとシステムに登録されるため、鑑定書原本の毎回の提出は不要となっている。0.3Whを超えない製品については、鑑定書の原本の提出の免除（青島同様のシステムまたはコ

ピー等による代替等)を要望する。

消防規制

- さまざまなツールを通じて情報公開に努められていると理解しているが、消防にかかわる規制や基準が改正された際には、より速やかに通知するとともに、必要な場合には準備対応するための相応の猶予期間をいただきたく、引き続き中央当局への提言を要望する。

③貿易

事前教示の確立

- 税関総署令236号により事前教示制度が明確化されているが、さらなる照会期限の短縮化や税関に対する事前照会制度等(または参考意見を求められる制度)を設ける事でHSコードの不一致の低減に向けた改善を要望する。税関としても正しい申告が増えるメリットがあるため、制度の見直しを要望する。

通関一体化

- 全国通関一体化改革により税額の査定が貨物引取許可後に行われることとなり、今まで以上に正確な知識を持ち申告を行うことが求められている。特にHSコードの決定については、商品知識の他に分類に関する正確な理解が必要であり、難易度が非常に高い。そこで、税関による「預裁定制度」を活用することになるが、預裁定制度は輸入開始90日前の貨物を対象とするなど、日中間の近距離間の貿易を前提とした場合において90日以上前から取引が決まることは、ほぼ無く、利用したいが実際に利用できない状況となる事もある。HSコードの決定に際して、企業が頼れる先が関税分類コンサル会社であるが、作成される「分類意見書」についても税関センターの裁定と異なる場合がある。税関法第62条の趣旨を理解しているからこそ、正しい申告を常に心がけているが、分類に関するサポート体制を充実させ、安心して通関できる体制の確立を要望する。

通関手続付属書類の簡素化

- 税関はペーパーレス化改革に取り組んでおり、以前に比べて簡素化ははかられているが、通関手続の際、担当官によっては、本来不要である書類の提出を求められる事例もある。通関の円滑化水準向上の観点より、統一された書類の要求を要望する。

AEO認証

- 認証に通らなかった企業は、1年以内に税関に認証の再申請をしてはならないと規定されているが、問題点を改善した企業は再認証の申請を早期に行えるように改正を要望する。当地において貿易に従事する企業にとってAEO認証されることのメリットは大きく、認証されない期間が長期に渡るとビジネスに与える影響も大きい。

調査対応

- 複数の税関組織からの調査を度々受けており、実務対応の負担は大きく、事後調査制度を確立するなど、企業の負担をなくす仕組みを要望する。

④金融

金融市場の自由化

- 金融自由化に向けた動きをさらに加速するとともに、今後上海での取組を想定している各種施策のスケジュールおよび具体的な政策等についての明確化を要望する。

為替管理～外為管理規制～

- 域外貸付業務などの際、外貨・元の対外支払に対する取引ができない事象が発生しており、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけない等、透明性の高い運用を要望する。また、金額・資金使途・域外での両替可否など細かい口頭指導は相変わらずたくさん存在しており、基準を統一した運用・解釈を要望する。

為替管理～両替～

- 個人の外貨人民元両替限度額は10年以上にわたりUSD5万/年のままであり、中国における物価水準の上昇、人民元高等に伴い、両替限度額を超過する事例が頻発している。ついては、

①個人の外貨人民元両替限度額の拡大

②個人口座に対する国外からの人民元クロスボーダー送金の解禁

を要望する。

資金管理～短期資金管理～

- 現在、銀行保険管理監督委員会(CBRC)の指導に基づき、短期運転資金のロールオーバー借入ができず、資金調達環境は柔軟性を欠いているため、当該指導の撤回を要望する。
- 2015年8月6日付「最高人民法院关于審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定」で企業間の金銭貸借が認められたにもかかわらず、人民銀行「貸款通則」には人民銀行から許可を取得した金融機関のみが貸付業務を可能とする条文(21条)が残るため、企業グループ内を含めた企業間の転貸ができない状況にある。この転貸禁止ルール廃止を要望する。

資金管理～グループファイナンスと税制～

- 現行規程上、銀行から借りた資金(あるいは社債発行で調達した資金)を同じ金利条件で同じ企業グループに属している会社へ転貸する場合(「統借統還」)のみ、増値税が免税扱いとなっているが、銀行の金利にスプレッドを付加して転貸した場合には付加後金利(銀行金利+スプレッド)全てが課税対象となり、コスト増加の要因であることからグループファイナンス拡大の妨げとなっている。この点につき、他国と同様にスプレッド分のみ課税対象とするよう規定の見直しを要望する。
- 過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍(金融会社は5倍)を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。この係数(関連会社からの借入÷純資産)を計算

する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、規程を見直しおよび明確な通達の形で明文化することを要望する。また、金融当局だけでなく、税務当局からの支援も要望する。

- ・グループ内の資金調達を一元化し効率化を目指すに際して、グループファイナンスを目的とした銀行借入の資金について、その用途の柔軟性を高める検討を要望する。グループ内の会社による固定資産や株式の取得などのうち、事業会社の経済活動に一定の合理性が認められる取引については、グループファイナンスによる調達資金の活用を可能とするよう要望する。
- ・国家外貨管理局2019年28号通達ではサービス貿易チェック簡素化の内容が織り込まれているものの、実施細則は公布されていない。可能であれば、上海市外貨管理局と関連部門に、共同で実施マニュアルを編成いただくよう要望する。
- ・上海市における銀行および保険会社の董事、監事、高級管理人の任職資格承認に当たっては、北京の銀行保険監督管理委員会における試験受験後に、承認の前提条件として、上海銀行保険監督管理局による面談を上海市において受ける必要がある。海外から上海に赴任する外国人董事、監事、高級管理人は、任職資格の承認を受けるために、北京に海外出張した約1カ月後に、上海銀行保険監督管理局による面談のため上海に海外出張する必要があり、負担となっている。最近ではオンライン会議等も一般的になってきているため、上海銀行保険監督管理局による面談はオンラインで実施する方法も選択可能としていただくことを要望する。

⑤税務

税制

- ・連結納税制度の導入を要望する。なお、連結納税制度とは親会社と同一視する一定の子会社集団を含めて企業集団全体を一つの「課税単位」とみなし課税する制度であり、日欧米等の先進国では既にこの連結納税制度を導入済みである。こうした中、在中国企業に対して企業組織にかかわる法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、導入を要望する。
- ・税務上の繰越欠損金について、現状のルールでは繰越年限は5年となっているが、この繰越期限をさらに長く設定するよう要望する。繰越欠損金の繰越期間が5年と言うのは国際的に見ても最低水準にとどまっており、繰越期間を無制限としている国も多い。中国企業としても企業組織にかかわる法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、延長を要望する。

- ・増値税や消費税等の税制が変更された際、実施要領を前広に公布いただき、適用開始までの間、企業側に十分な準備をするための猶予をいただくことを要望する。

税制運用

- ・輸出取引における増値税還付手続の簡素化、迅速化を要望する。2017年の輸出還付手続の電子化等の取り組みにより迅速化が進められていると承知しているが、現在でも6~8営業日を要しており、企業としてはいっそうの迅速化を要望する。
- ・判決に基づき経済補償金相当額の賠償金を支払う際は源泉徴収義務を免除する等の特例措置の検討を要望する。

物流事業者に対する徴税

- ・倉庫開発で政府からの開発許可条件として課される「納税ノルマ」を、物流事業者に対しては免除するよう要望する。

⑥通信

通信事業の参入規制緩和

- ・基礎電信業務および付加価値電信業務（特にプライベートクラウドを始めとしたクラウド事業）への参入に関する外資規制（合弁会社に限定された参入形態、最低資本金等）の撤廃に向けて、上海市の中央に対する影響力を行使するとともに、現行制度下の過渡的な措置として、外資系企業による付加価値電信業務参入の明確なモデルケース（ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続）を提示するよう要望する。

⑦都市計画

対象企業への明確な通知

- ・都市計画の必要性から移転を求める場合には、デベロッパーなどからの口頭通知ではなく、移転の根拠を明示した正式な公文書の発行をもって、早期に企業に明確に通知するよう、工業園區に対して指導するよう要望する。

権利登記にかかる救済措置

- ・早期に進出したため、土地や工場に関する権利登記書について適切に取得および更新が行えておらず、新規工場建設や土地所有権の譲渡において支障をきたすケースがある。このような場合、問題がすべて企業に起因しているわけではないので、当時の経緯を踏まえて円滑に必要な書類の取得や更新ができるよう、権利登記の整備に関し、地元政府による救済措置を要望する。

区外や市外への移転にかかわる救済措置

- ・都市計画に基づき、地域の発展に協力するために移転する企業が、それにより労務、税務上の問題（税務調査への対応など）に直面することのないよう、配慮いただくよう要望する。具体的には、従業員の経済補償金として算定される額が、現状と比較して非常に低い額にとどまっているため、現実に見合った額を支給いただくことを要望する。
- ・上海市内企業の区を跨ぐ移転に関し、税務手続

は以前よりもスムーズに進むようになり感謝している。一方で、法律上は許可を取る必要のない移転元の区政府や街道等の承認をとるよう要求されるケースがあるため、そのようなことがないよう指導いただくことを要望する。

賃借人の権益保護

- ・レンタル工場移転の際、補償の対象は工場の所有者であり、賃借人にまで十分な補償が及ばないケースが多い。工場所有者に対し、賃借人への補償も考慮した契約締結の指導、または既存契約の条項改定などにつき要求指導いただくことを要望する。

⑧ 会社運営

就業許可制度

- ・ワンストップサービスがB類にも導入されたとしても、入国後2週間程度は就労できないという問題は解決されないため、いっそう踏み込んだ改善を要望する。

研修制度

- ・上海市食品薬品监督管理局から公布・施行された「上海市食品従業人員食品安全知識培訓和考核管理弁法」について、研修の内容などに関する細則を示していただくとともに、企業運営の実態に即した運用となるよう、運用方針の策定前に企業から意見を聴取する場を設定することを要望する。

労働法制

- ・2008年1月1日に施行された「労働契約法」第14条における「期間の定めのない労働契約」の条件について、自由度が高まるよう改定または運用での緩和を要望する。具体的には、初回契約時または契約更新時に被用者・使用者の合意があれば、「満10年以上勤務」とされているところを「満20年以上勤務」とすることも可としたり、「連続2回にわたり期間のある労働契約を締結した場合」とされているところを「連続10回」とすることも認められることを要望する。
- ・従業員の報酬決定について、一定割合の下限を設けてその範囲内で企業が報酬引き下げを行うことを可能にするなど、企業による裁量の自由度の拡大を要望する。

業務体制

- ・人民法院の裁判官が多忙であり、企業や弁護士との連絡が取りづらく業務が円滑に進められない状況にあることから、裁判官業務の効率化または体制の強化を要望する。

⑨ サービス産業

養老・介護

- ・リハビリ補助器具社区レンタルの対象となる商品について、追加での協議を要望する。また、まだまだ制度自体の認知度が高まっていないため、さらなる周知のための施策検討を要望する。
- ・住宅改修（老年人居家環境适老化改造試点）の補助金について、補助金申請にかかわる基準や

条件が複雑である。高齢者が制度を理解しやすくなるよう、基準の緩和を要望する。

- ・住宅改修（老年人居家環境适老化改造試点）の補助金について、支給額、支給範囲の増加または拡大を要望する。例えば改造の項目に福祉用具（電動介護ベッド、車いす等）を入れていただき、より良い住環境の改善に繋げていただくことを要望する。
- ・「普惠養老城企聯動專項行動实施方案（2019年改訂版）」等で、介護病床を増設するにあたり補助金が支払われているが、給付金だけではなく改造費用や介護用品（電動介護ベッド、手すり等）の現物支給の導入を要望する。
- ・大人用紙おむつは国際規格（ISO15621尿吸収用具／評価に関する一般的指針）で、おむつのタイプ（テープ止めタイプ／パンツタイプ）の区分を明確にしておき、おむつと組み合わせて使用する補助パッドを規定している。一方、中国ではテープ止めタイプ／パンツタイプ／パッドタイプと種類が存在するが、補助パッドおよび補助パッドとの併用が規定されていないことから、補助パッドおよび補助パッドとの併用を規定する国際規格（ISO15621尿吸収用具／評価に関する一般的指針）を、国家標準として、上海市で先行導入していただくことを要望する。
- ・抗菌・抗ウイルスの需要が高まる中、日本と中国でそれぞれ規格が異なるため、新たな規格の制定や兼用性を認めていただくことを要望する。例えば壁紙、床材、建具、手すり、車いす、ベッドなどではISO（国際標準化機構）が制定したISO規格や、JIS（日本産業規格）が制定したJIS規格を元に機能性を試験している。GB（中国国家標準規格）でも、ISO規格やJIS規格を参考に新たな規格の制定や、ISO規格、JIS規格との兼用性を認めていただくことを要望する。

⑩ 上海市の政策（自由貿易試験区）

輸入緩和拡大～食品～

- ・乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について科学的なデータに基づき緩和措置の検討を要望する。
- ・福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直すよう要望する。

輸入緩和拡大～化粧品・美容品～

- ・31年ぶりに改正された化粧品監督管理条例は、付属する各種弁法、通知などが続々出ており、今後実際の運用面での変化が想定される。特に、日本語の漢字表記がある日系輸入化粧品について、「医薬部外品」などの原包装上の漢字表記に対してオーバーラベルを求めるような規制が見込まれており、パッケージ外観を損なうなど、商品価値の低下に繋がることを懸念する。2021年以降の条例等の本格施行に向けて、上海市に多く所在する日系化粧品企業にとってはこのよ

うなさまざまな対応が想定されるため、パッケージ表記方法を始めとして、日系企業のみが過度な負担を負うことがないように合理的かつ公平な運用制度に緩和することを要望する。

- ・少量(税関判定)の自用品化粧品の輸入については、「輸出入化粧品検査検疫監督管理弁法」(総局令第143号)に基づき許認可無しで合理的な数量を輸入可能であるが、総局令第143号には具体的な数量の範囲は示されていない。注冊、備案中の製品であれば、許認可前であっても使用目的(社内教育など)とサンプル管理を十分に行うことを条件に輸入を認める簡易届出制度の制定を要望する。
- ・上海市は中国国際輸入博覧会および国際化粧品大会の開催都市であることなどを踏まえて、上海市において、化粧品分野での先進的な技術(例えば動物代替試験)やパーソナライズを徹底できる化粧品に関する申請や備案を可能とする先行基準づくり等の拠点となることを要望する。
- ・化粧品監督管理条例改定やその他法令の改正に伴って、化粧品に関する法規制が大きく変化することが予想される。条例等の文言だけでは詳細かつ具体的な適合有無の判断に迷う場合もあり、地方備案におけるトラブルが多数想定されることから、2017年に「浦東新区において導入された輸入非特殊用途化粧品備案管理手順(暫定)」の事例(2018年に輸入非特殊用途化粧品備案管理が浦東新区から全国展開された「国家薬品监督管理局公告 2018年第88号」)のように、上海市が他地域に先行して、条例や制度等の法解釈に関するオンライン質疑システムの開設をすることを要望する。
- ・中国国内生産販売、輸入販売、EC販売などさまざまな販売形態がある中において、企業が市場抜き取り検査を受検する際、検査対象品が正規販売店での購入品(自社製品)であるのか、もしくは非正規店での購入品(偽物)であるかを、当該企業が事前に確認した上で受検できるようにするとともに、当局がその検査結果を公表する場合には、消費者と当該企業の公平性を保つ運用ルールを策定することを要望する。例えば、偽物であった場合は偽物と表示して公表したり、非正規店が薬事未取得または非正規ルートで輸入販売する非正規品については現地法人と関係のない非正規品であることを表示して公表する運用ルールの策定を要望する。

輸入緩和拡大～3C認証規制～

- ・国家認証認可監督管理委員会と上海自由貿易試験区が協力覚書を締結し、上海自由貿易試験区での3C認証規制の認証プロセスと要提出書類を簡素化するとされていることから、引き続きさらなる簡素化への取り組みを継続するよう要望する。

越境EC

- ・越境ECポジティブリストについて、一般貿易で輸入が許可されているもの(トマトジュース、清酒、鰹節、水溶性食物繊維、飴、チョコレートなど)について追加を要望する。

通信

- ・2019年6月30日付のネガティブリストで一部緩和が進んだことは評価するものの、①インターネット接続サービスの解禁、②インターネットデータセンター(IDC)業務の解禁、③通信エリア限定の撤廃、④MVNOの解禁、⑤ICPライセンスの緩和等を引き続きお願いしたい。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、日中間の人の往来に大きな制限がある中、日系企業や取引先企業がITツールを用いて日本側と容易に情報共有できるよう、ウェブ会議システムの安定した接続環境を整備するとともに、日本のウェブサイトへの自由なアクセスを認めていただくことを要望する。

金融

- ・FT口座は金融自由化を実現する極めて重要な役割を担っている取り組みであり、形だけに止まらず、実体経済に資する企業の日常経営に役に立つように政策設計の検討を要望する。また、地場銀行をはじめとしたFT口座の良い活用事例等あれば公表を要望する。
- ・上海市浦東新区人民政府2017年7月12日通知浦東新区十三五期間促進総部経済発展財政扶持弁法が2020年12月31日で期限を迎えたが、次期通知を前広に公表するよう要望する。財政補助などの企業側メリットを早めに関心、対応策を早期に実施するよう要望する。

⑪地域性外国商会

商工クラブの適法な権益の維持・保護

- ・外商投資法第27条に従い、上海日本商工クラブが法律・行政法規および規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な権益を維持・保護できるよう要望する。

⑫交通

- ・日中両国政府の合意により、両国間の渡航手続の見直しが進められている。長期滞在を目的としたいいわゆるレジデンストラックについては、14日間の隔離を受け入れる渡航者も多く、徐々に数が増えている一方、短期出張者は長期間の隔離を受け入れがたく、件数が非常に限られている。短期出張者が上海到着直後からより柔軟に事業活動ができるよう要望する。

江蘇省

江蘇省の経済動向

2020年の江蘇省の域内総生産（GRP）は前年比3.7%増の10兆2,719億元（全国のGDPの10.1%を占める）となった。成長率は全国（2.3%）を1.4ポイント上回り、上海市（1.7%増）の成長率を2ポイント上回った。第二次産業は3.7%増の4兆4,226億4,000万元となり、GRP全体に占める割合は43.1%、第三次産業は3.8%増の5兆3,955億8,000万元となり、GRP全体に占める割合は52.5%となり、全体に占めるウエイトが最も大きくなっている。固定資産投資の伸び率は0.3%増、社会消費品小売総額は1.6%減とマイナスに転じ、貿易総額は2.6%増とプラスに転じた。一方で、商務部の統計によると、江蘇省の対内直接投資は実行ベースで全国1位、実行額は8.6%増の283億8,000万ドルとなり、華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）全体の44.1%を占め、前年に続き高レベルを維持している（表1）。

表1：江蘇省の経済動向（2020年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	102,719	3.7
第1次産業 (億元)	4,537	1.7
第2次産業 (億元)	44,226	3.7
第3次産業 (億元)	53,956	3.8
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	6.1
固定資産投資額 (億元)	-	0.3
インフラ投資額 (億元)	-	9.4
民間投資額 (億元)	-	△0.8
不動産開発投資額 (億元)	-	9.7
社会消費品小売総額 (億元)	37,086	△1.6
貿易総額 (億元)	44,501	2.6
輸入額 (億元)	17,056	5.5
輸出額 (億元)	27,444	0.9
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	-	-
実行ベース (億ドル)	284	8.6
消費者物価指数 (CPI)	-	2.5
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	53,102	4.0

出所：江蘇省統計局の発表をもとにジェトロ作成

2020年、江蘇省への対内直接投資を地域別にみると、蘇北地域は投資額（実行ベース）が前年比7.3%増の55億2,499万ドルとなり、江蘇省全体の19.5%を占めた。一方、蘇中地域は3.6%増の56億7,746万ドルとなり、蘇南地域は10.9%増の171億8,142万ドルと伸び率が拡大した。

浙江省

浙江省の経済動向

2020年の浙江省の域内総生産（GRP）は前年比3.6%増の6兆4,613億元（全国のGDPの6.4%を占める）となった。成長率は全国（2.3%）を1.3ポイント上回った。産業別では、第二次産業が3.1%増の2兆6,413億元、第三次産業が4.1%増の3兆6,031億元でGRP全体に占める割合はそれぞれ40.9%、55.8%となった。固定資産投資は5.4%増となり、成長率は全国（2.7%）を2.7ポイント上回った。貿易総

額は9.6%増の3兆3,808億元であった。浙江省への対内直接投資は実行額で16.4%増の158億ドルであった。先行指標となる契約額は19.6%減の351億ドルとマイナスに転じた（表2）。

表2：浙江省の経済動向（2020年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	64,613	3.6
第1次産業 (億元)	2,169	1.3
第2次産業 (億元)	26,413	3.1
第3次産業 (億元)	36,031	4.1
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	16,715	5.4
固定資産投資額 (億元)	-	5.4
インフラ投資額 (億元)	-	-
民間投資額 (億元)	-	2.6
不動産開発投資額 (億元)	-	6.8
社会消費品小売総額 (億元)	26,630	△2.6
貿易総額 (億元)	33,808	9.6
輸入額 (億元)	8,628	11.2
輸出額 (億元)	25,180	9.1
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	351	△19.6
実行ベース (億ドル)	158	16.4
消費者物価指数 (CPI)	-	2.3
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	36,197	△3.5

出所：浙江省統計局の発表をもとにジェトロ作成

浙江省への対内直接投資を実行ベースで都市別にみると、舟山市は前年比171.3%増と成長率1位であった。杭州市の投資額は72億0,184万ドルと浙江省全体の45.6%を占め、引き続き大きな投資額を維持し、省全体の投資額を押し上げた。投資額トップ3位の杭州市、嘉興市（26億4,663万ドル）、寧波市（24億6,784万ドル）を合計すると、浙江省の投資総額の78.0%を占めた。

<建議>

環境・省エネ、都市開発等における問題点・要望

- ①工場立退きに当たっての十分な情報開示および補償の確保を要望する。
- ②工業用地譲渡条件について透明性の確保を要望する。
- ③電力制限規制の撤廃並びに止むを得ない制限時には事前通知の徹底を要望する。
- ④環境政策にかかわる紹介、解説をセミナーのような形で幅広く行っていただくことを要望する。その際、日本企業の接点となるジェトロ等の日本の機構を通じ、日系企業に多様な環境情報を紹介いただくことを要望する。
- ⑤化学品や危険物関連規制の漸進的・合理的な実施を要望する。
- ⑥バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。
- ⑦廃棄物処理に対する環境整備を要望する。

通関上の問題点・要望

- ⑧ 輸出入通関手続の明確化・簡素化と関税負担の軽減を要望する。
- ⑨ 関税率見直しに関する周知を徹底するとともに、適正な導入期間を設けていただくよう要望する。

金融に関する問題点・要望

- ⑩ 外貨換金規制の緩和を要望する。
- ⑪ 企業の海外送金並びに海外投資に関し送金金額の上限撤廃を要望する。

日系企業の円滑な活動支援への要望

- ⑫ 対外開放、持続的成長の堅持と良好な日中ビジネス環境実現を要望する。
- ⑬ 日系企業クラブ等への活動支援と交流促進を要望する。

その他

- ⑭ 税務管轄区間をまたがる事業所の移転の円滑化を要望する。
- ⑮ 建設業における分公司設立・納税指導の廃止やさまざまな制限緩和を要望する。
- ⑯ 食品安全法に対する細則策定を要望する。
- ⑰ 企業のガバナンスが強化できるような政策の策定、実施を要望する。
- ⑱ 政府管理下の大型プロジェクトに関する入札について、公平性、公開性を改善いただくよう要望する。
- ⑲ 不動産物件の用途変更・企業登記の際の規制緩和を要望する。
- ⑳ 海外との通信環境の改善を要望する。
- ㉑ 交通、医療を中心とした生活環境の改善を要望する。